

設 計 業 務 特 記 仕 様 書

南 部 水 道 企 業 団

特記仕様書

1. 適用

この特記仕様書は、南部水道企業団（以下「企業団」という。）の実施する「調査測量設計業務」に適用する。なお、本特記仕様書に基づき誠実かつ丁寧に業務を実施するものとする。

2. 業務の目的

業務は、設計図書、設計指針、技術文献及び各種調査検討資料など既存の関連資料をもとに、計画地点の地形、道路交通状況、沿道利用状況、既設占用物件状況等に基づき、施工性、経済性、機能性、維持管理、安全性、環境等の観点から構造形式、布設位置、施工方法について総合的な技術検討を行い、埋設管路及び弁室等の管路附属施設等の最適な構造、布設位置、施工方法の選定を行うとともに、工事に必要な詳細構造を設計し、経済的かつ合理的に工事の費用を予定するための検討書、設計図、数量計算書、工事仕様書、設計書等を作成することを目的とする。

3. 位置（別紙図面のとおりに）

4. 業務概要

【設計業務】

新設詳細設計（開削工法） 口径φ100mm～φ300mm 延長L=0.86km

布設替詳細設計（開削工法） 口径φ75mm～φ300mm 延長L=8.56km

【測量業務】

・基準点測量

4級基準点測量63点

・路線測量

中心線測量8km IP設置測量8km

・用地測量

資料調査、境界確認、現地測量0.024km²

5. 履行期間

業務の履行期間は、契約日から令和4年2月28日迄とする。

履行期間について、本業務は令和3年度国庫補助事業であり「単年度予算の原則」の観点から、令和3年度内の執行とし上記期間としているが、業務履行の進捗により予算繰越し手続きの対象とする。

6. 管理技術者

① 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。

② 管理技術者は、設計業務の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、業務内容に応じた能力と経験を

有する者とする。

- ③ 管理技術者は、業務の技術上の管理を行うものとする。又、契約の履行に当たっては設計等の意図及び目的を十分に理解したうえで、設計等に適用すべき諸基準に適合する技術を十分に発揮しなければならない。

7. 照査技術者

- ① 受注者は、設計業務等における照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。
② 照査技術者は、設計図書に定める事項又は、調査職員から指示された業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

8. 測量担当技術者

- ① 受注者は、測量業務における担当技術者を定め、発注者に通知するものとする。
② 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の資格者でなければならない。

9. 提出書類

- ① 受注者は、表1に掲げる書類を企業団が指定した様式により、指定日までに遅滞なく提出しなければならない。
② 受注者が企業団に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、企業団がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

表1. 提出書類

NO	提出書類	部数	提出期限
1	業務着手届	1	契約締結後7日以内
2	管理技術者届	1	〃
3	照査技術者届	1	〃
4	測量担当技術者届	1	〃
5	各技術者経歴書及び資格者証写し	1	〃
6	管理技術者及び照査技術者変更届	1	その都度
7	業務計画書	1	契約締結後14日以内
8	履行期間延長願書	1	協議
9	完了届及び検査願書	1	完了時
11	成果品引渡書	1	契約約款第31条第3項の規定の通り
12	請求書	1	契約約款第32条第1項の規定の通り

- ③ 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場

合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

10. 再委託

契約書第7条第1項の「主たる部分」を第三者に請け負わせてはならない。それ以外の業務の再委託については、企業団の承諾を得なければならない。

11. 現地踏査

① 受注者は、設計図書に示された設計対象路線の現地踏査を行い、地形、地質、沿道利用状況、環境、文化財及び自然公園、埋設物等、現地状況を十分把握するものとする。なお、現地調査（測量・地質調査・試掘調査・交通量調査等）を必要とする場合は、受注者はその理由を明らかにし、調査内容について調査職員に報告し、指示を受けるものとする。

② 発注者は前号により受注者から報告を受け、当該調査が業務上必要と判断した場合、当該調査に係る費用について契約書第19条の規定により負担しなければならない。

12. 資料の収集及び調査

受注者は、業務上必要な資料及び地下埋設物その他の支障物件（電柱・架空線等）について、関係官公署、企業者などの将来計画も含め十分調査しなければならない。

13. 渉外事務

受注者は、調査・設計上必要な渉外事務を行わなければならない。ただし、受注者の責任において解決できない場合は、調査職員と協議する。なお、渉外事務の記録は詳細に明記し、随時書面で報告するとともに、業務完了時に提出しなければならない。

14. 公私有地の確認

受注者は、道路・水路等について公私の不明確な場所について、公図並びに土地台帳等により調査確認しなければならない。

15. 在来管調査

受注者は、在来管の使用の可否の判断は、調査職員及び関係者立会いのもとでおこなわなければならない。

16. 平面・縦断設計

受注者は、管路（推進工、シールド工を含む）、弁室及び仮設構造物における平面及び縦断的に連続する部分の設計を行い、支障となる埋設物の抽出及び調整の検討をおこなうものとする。その設計には、土工、道路付属物、舗装の撤去及び復旧を含むものとする。

17. 数量計算

受注者は、決定した管路、弁室及び仮設構造物の詳細形状に対して、設計図書に基づき、構造物等の数量を工種別、区間別に取りまとめるものとする。その数量には、道路付属物、舗装復旧を含むものとする。

18. 管路部設計

受注者は、基本設計のあるものについては、基本設計を参考とし、管路の詳細設計を行う。なお、応力計算を伴うものについては、それを行い設計図面作成及び数量計算をおこなうものとする。

19. 弁室等設計

受注者は、弁室等について、詳細な設計を行う。なお、応力計算を伴うものについては、それを行い設計図面作成及び数量計算を行うものとする。

20. 施工計画

受注者は、施工計画にあたって交通処理、施工方法、施工順序、仮設計画、仮設備計画、工程、支障物件の有無等を検討し、工事費積算にあたって必要な計画を記載した施工計画書を作成するものとする。

21. 関連機関との協議用資料作成

受注者は、設計図書に基づき、関連機関との協議用資料・説明用資料及び占用許可（道路占用、河川占用等）を得るための関係書類の作成を行うものとする。

22. 測量業務

- ①測量は、測量法に基づいて行い、その他については、調査職員と協議のうえ行う。
- ②受注者が測量のため他人の土地に立入り又は一時使用する場合は、地権者と十分協議を保ち、いたずらに摩擦等を起こさないよう心掛けなければならない。
- ②作業の必要上生じる土地使用、伐採等のための物件の補償は特に指示しない限り、受注者の責任において処理しなければならない。この場合、伐採、物件の除去は最小限度にとどめ必ず調査職員の立会のもとに行うものとする。この規定を守らなかったために生じた補償は全て受注者の責任とする。
- ③IP 設置測量は側点（50m）及び変化点毎に現地に設置するものとする。

23. 成果の作成

受注者は、下記に示す成果品を提出しなければならない。なお、提出図書の内容、部数及びその他については、調査職員と協議のうえ提出しなければならない。

①位置図

位置図は、地形図に施工個所を記入するものとする。

②一般平面図

一般平面図は、施工個所の管等の平面位置・形状・管径・側点（原則として50mピッチ）・区間距離・河川名・道路名・弁室・異形管防護等の構造物・工法等を記入し、隣接構造物、家屋、その他の構造物と明確に区別できるようにするものとする。

③詳細平面図

詳細平面図は、地下埋設物ふくそう個所・伏越個所・水管橋・標準布設位置以外に布設する場合等、特に詳細図を必要とし調査職員が指示する場合に作成するものとする。

④管割図

管割図は、管種別に図示し区間距離、一体化長さ及び主要資材の明記等を行うこと。また、直管部には、一本ずつ番号を振り容易に数量を確認できるようにすること。

⑤縦断面図

縦断面図は、一般平面図と同記号を用いて記入するものとする。管等の位置、形状、管径、勾配、平面図との対象番号、側点、区間距離、追加距離、管頂高及び土被り、地盤の位置及び種類、制水弁の位置及び種類、管を横断する主要な施設の位置及び名称、凡例等。

⑥横断面図

横断面図は、次の事項及び要領に従って作成するものとする。

側点個所（原則として50mピッチ及び変化点）のほか、道路幅員の拡大または縮小個所、構造図の断面変化、地下埋設物の位置、種別の変化を生ずる個所は、必要に応じて横断面図を作成する。また、道路両側の擁壁、石垣等の工事の施工によって影響を受ける恐れがある個所も作成する。記入事項は、側溝、地下埋設物、家屋、計画構造物、電柱、街路樹、地上支障物件等とする。

⑦構造図

構造図は、異形管防護工、弁室工、伏越及び水管橋、その他特に必要とし調査職員が指示するものについて作成するものとする。

⑧その他

道路占用許可申請用の図面、仮設図等工事施工に際して打合せ又は、申請のため必要な図面で調査職員が指示するものについて作成するものとする。

⑨概算工事費設計書

⑩工期算定計算書

⑪工事特記仕様書

⑫占用許可申請書作成

占用許可（道路占用、河川占用等）を得るための関係図書は、速やかに作成し、調査職員の審査を受け提出しなければならない。

⑬設計条件等一覧表

設計計算を必要とした構造物等については、土質定数、一体化長さ等設計をする上で採用した各種条件等を構造物毎に一覧表にまとめることとする。なお、類似構造物については省略することができる。

成果品一覧表

設計種別	設計項目	成果品項目	縮尺	適用
詳細設計	設計図面	位置図	1/2,500~1/10,000	C D 1枚 工区毎製本 1部 全体製本 1部 ※製本カラー (A3サイズ)
		一般平面図	1/500~1/1,000	
		詳細平面図	1/100~1/250	
		管割図	適宜	
		縦断面図	V=1/100 H=1/500	
		横断面図	1/100	
		構造図	1/10~1/100	
		その他仮設図等	適宜	
	報告書	概要書		1部 ※報告書の内容等について、記載のない資料については、協議による。
		検討書		
構造計算書				
数量計算書				

		施工計画書		
		設計条件一覧表		
		概算工事費計算書		
		工期算定計算書		
		工事特記仕様書		
		占用許可申請書		
		測量成果簿		
	その他資料	調査、渉外関係記録一覧表		
		調査資料及び工法選定資料		
		埋設物調査資料		
		在来管調査資料		
		その他打合せ、申請書等に関する調査職員の指示した図書		

24. 設計種別による完成図書の提出期限

令和3年度事業

送・配水管布設替工事（1～3工区）

新川、他2地区（布設替）

（備考）工事発注時期

入札 令和3年5月上旬 予定

令和4年度事業

配水管布設替工事（1～4工区）

宮城、他4地区（新設、布設替）

（備考）工事発注時期

入札 令和4年6月上旬 予定

25. 文書及び設計書関係

①使用機器…Excel（表計算関係） ・ Word（文書関係）とする。

②設計図面…HOCAD

③その他…上記のソフト以外は、調査職員の承諾を得なければ使用不可。